

総合取引約款 新旧対照表

新	旧
第 4 節 有価証券取引(注文の受注) 第 14 条 (受託契約準則および協会規則の適用) 当社は、お客さまから有価証券等の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引所¹の定める受託契約準則および日本証券業協会の定める規則に従い、当該ご注文をお受けするものとします。 第 14 条の 2 (金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合) <u>金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合であっても、金融商品取引所の取引が再開されるときには、原則として、前条の規定により受託しましたご注文はそのまま有効な委託注文とみなして再発注するものといたします。ただし、執行条件付き注文（寄り指定注文、引け指定注文又は不成指定注文をいう。）及びエラー注文（取引所障害起因により取引所エラー通知を受信済みの注文をいう。）については、当該委託注文の再発注は行われないものとします。</u>	第 4 節 有価証券取引(注文の受注) 第 14 条 (受託契約準則および協会規則の適用) 当社は、お客さまから有価証券等の売買等のご注文をお受けする際には、金融商品取引法²の定める受託契約準則および日本証券業協会の定める規則に従い、当該ご注文をお受けするものとします。 (新設)

2022 年 4 月 1 日改正